



日本弁理士会 副会長
金坂 憲幸

究極のボランティア

今月のことば

monthly word

1. はじめに

本年度の執行役員会が始動して4ヶ月が過ぎた。昨年の11月から毎週火曜日の次年度会務検討委員会が始まり、正副会長、調査室長、付属機関長等による講義で各種の事業や会務について学んだ。また、合宿を行って次年度執行役員会の始動に備えると共に団結力を図った。さらに、担当委員会の現状や諮問事項等を検討するため、担当副会長に相談したり、最終回の委員会や懇親会に同席させてもらったりした。

しかし、4月1日から始まった執行役員会の本番は、議案の数の多さと内容の濃さ、そして副会長の責任の重さに今までに経験したことのない驚きと身の引き締まる緊張を覚えた。今まで消防団分団長、自治会長等、種々のボランティアをやってきたが、正にこれは究極のボランティアである。

2. 担当

担当は、コンプライアンス、綱紀、審査、不服審議、紛議調停、選挙管理、業務対策、弁理士推薦、弁理士登録、北陸支部である。

特に、最初から5番目までは、会員の問題に関する大変重くて重要な仕事である。

コンプライアンス委員会は、会員の業務に関する苦情事実の確認、必要な事実調査、意見具申等を行う。

綱紀委員会は、会則第49条第1項（会員の処分）に該当する事実の有無の調査、調査結果の報告等を行う。

審査委員会は、会則第49条第1項の事案について、審査し、決議等を行う。

不服審議委員会は、会則第49条第1項に該当する事実がない旨の通知を受けた処分請求人の不服申し立てに係る事案の調査を行う。

紛議調停委員会は、会員の業務に関する紛議につき、会員又は当事者その他の関係人の請求により、調停を行う。

会員数が約8,200人と増加していることもあり、依頼人から会員に対する苦情も増加傾向にある。その多くが、依頼人と会員の間のコミュニケー

ション不足が原因である。インターネットのホームページやメールに頼った対応だけでは不十分である。依頼者と直接面談し、手続き及び料金について説明責任を果たすようにして戴きたい。

筒井会長の熱い思いの入った本年度の事業計画の中に、会員へのコンプライアンスの徹底がある。会員の指導や広報を通じてコンプライアンスの徹底を図りたいと思う。

一方、選挙管理委員会は、選挙名簿の作成、選挙の告示、候補者の推薦・立候補等の届出の受理、役員選挙広報の公示、投票及び開票の管理その他選挙に関する事務、選挙運動の監督等を行う。次年度の役員選挙の日程が決まり、感慨深いものを感じた。

業務対策委員会は、弁理士の職域に関する調査、研究、弁理士法第75条、第76条の違反行為に対する処置、その他の知的財産関連事犯に対する防止策の検討、処置及び被害者救済のための方策の策定を行う。先般、行政書士が代理する商標登録出願に対し、特許法第13条第2項の規定に基づく代理人の改任命令が発せられたので、再発防止の対策を行っている。

弁理士推薦委員会は、外部諸団体などに対する弁理士の推薦依頼への対応、裁判所調査官等候補者の選定を行う。推薦依頼案件は、益々増加傾向にある。

3. おわりに

4月から5月中旬にかけて目まぐるしいほどの勢いで委員会の立上げを行い、5月の下旬にかけて定期総会の準備及び開催、6月中旬から7月中旬にかけて各支部、経済産業局、中小企業基盤整備機構への挨拶回りを行った。弁理士制度110周年記念行事も無事終了した。熱い心を持つ多くの人々と出逢い、貴重な経験をさせてもらった。

これから秋の臨時総会、そして総仕上げに向けて悔いを残さぬよう熱い心で頑張りたいと思う。

最後に、勤務先事務所の皆様には、ご迷惑をかけており、この場を借りてお礼を申し上げたい。